

構造計算書偽造事件について

今回の姉齒氏による構造計算書偽造事件は、構造安全に関する建築基準法・建築士法の建築確認制度にかかわる規定全体が今日の社会において適切さを失っていることを、明らかにしたと、言えるのではなかろうか。

建築基準法第 20 条が、1998 年の改定で「安全であること」から「政令に定める基準に従った構造計算によって確かめられた安全」に変わった。これが、一部の人間にはあるが、構造設計の役割は「安全な建物を設計すること」よりは、「政令基準のとおり構造計算書を作ること」として機能した。さらに、確認審査機関が、基準通りと確認してくれるということも、厳密には不可能であるにもかかわらず、それで安全に関して問題がないという社会通念を形成している。

建築士法の問題としては、構造設計者という職種が、専門家資格として法的に認識されていない。しかも、1998 年の政令に定める基準に従った構造計算が、ほとんどの建築士の理解を超える難解さゆえ、市販のソフトによらざるを得なくなった。すなわち、ブラックボックスで構造計算をすることが、加速している。

構造設計が、下請け構造になっていることもあって、時間や報酬の条件も劣悪な場合が少なくなく、建設需要の落ち込みから建設会社の受注競争が熾烈になり、弱い立場の構造設計にコスト低減の強い要求が出ていたことは多くの局面に存在することは容易に想像できる。多くの構造設計者が、不当な圧力をかけられたという声も聞く。すなわち、建設産業システムにおける構造設計および構造設計者の位置づけ、構造安全性に対する設計者・建設会社・不動産会社などの認識の欠如が基本的要因と考えられる。

国民が国にすべてを頼るということは、誰も責任をとらないことと同義である。今こそ個人個人が立場において責任をとることの宣言として、建築基本法の制定に向け議論を進めていくべきときであると考えます。

2005 年 12 月 8 日

建築基本法制定準備会

会長 神田 順